

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 藻岩浄水場自家発設備整備修繕
- 2 事業者名 ヤンマーエネルギーシステム(株) 札幌支店
- 3 特定理由 本修繕の自家発設備は、商用の停電時に自家発よりプラント設備への電源供給を行い、浄水処理を継続させるために必要な最重要設備である。
本修繕ではエンジン系統の分解点検整備・清掃・消耗部品の交換及び発電系統の点検・調整を行う。
対象機器には業者独自の開発部品が多い為、点検整備にあたっては、その業者のみが知るノウハウが要求される。よって、製造時からのエンジンや発電機の仕様及び部品の詳細なデータを保有している業者でなければ正確な整備を行うことができない。また、点検整備後においても、既設の受変電システムと総合的な調整が必要であることから、他業者での機能診断は不可能である。
上記業者以外の者が本修繕を行って不具合が生じた場合、メーカーの補償などが得られない上、停電時の自家発トラブルにより浄水処理停止などの重大事故につながる。
よって、上記業者以外では、本整備修繕を行うことは出来ないことから、上記業者を特定する。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第二号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第__号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 北ノ沢第2ポンプ場ほか緊急遮断弁等整備修繕
- 2 業者名 株式会社 森田鉄工所 北海道営業支店
- 3 特定理由
本修繕は株式会社森田鉄工所が製造した電動弁設備の整備である。
電動弁設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、的確な点検整備及び性能評価を行うことが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。
よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。
標記業者は、上記の条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第__号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 盤溪ポンプ場ほかポンプ軸受整備修繕
- 2 業者名 株式会社 日星電機
- 3 特定理由
本修繕は、㈱日立製作所が製造したポンプ設備の整備である。
ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。
よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。
標記業者は、製造者である㈱日立製作所からポンプ設備技術の継承を受けている道内唯一のサービス代理店であることから、特定するものである。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 清田ポンプ場ほか自家発電設備整備修繕
- 2 業者名 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 東日本本部 北海道支社
- 3 特定理由
本修繕は三菱電機株式会社が製造した自家発電設備の整備である。
自家発電設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、的確な点検整備及び性能評価を行うことが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。
よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。
標記業者は、製造者である三菱電機株式会社から自家発電設備技術の継承を受けている道内唯一のサービス代理店であることから、特定するものである。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件名 南沢第2ポンプ場ポンプ軸受整備修繕

2 業者名 株式会社西島製作所 札幌支店

3 特定理由

本修繕は、(株)西島製作所が製造したポンプ設備の整備であり、ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要となる。また、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は上記の条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第__号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。